

整骨院・接骨院で健康保険は

スタート

痛みの原因は
次のどちら
ですか？

1



転んで打った
ひねった など

負傷原因のはっきりした
外傷性によるケガ

2

内科的病気が原因の痛み、日
常生活からくる疲労や肩こ
り、スポーツによる筋肉疲労

慢性的な痛み
など



健康保険は
使えま
せん



例 ● 神経痛やリウマチ、五十肩などからくる痛み

1、2以外で、
右記のようなケースには



健康保険は
使えま
せん

例

- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善のみられない長期にわたる施術
- 過去の交通事故などによる後遺症

なぜ？

整骨院・接骨院で健康保険が
使えない場合があるの？

整骨院・接骨院で施術をする柔道整復師は、医師ではないためです。

病院や診療所では、みなさんのケガや病気に対して、医師が診察や血液検査、レントゲンやMRI検査などによって原因を見極めたうえで、治療を行います。

一方、整骨院・接骨院で施術をする柔道整復師は医師ではありませんので、血液検査、レントゲンやMRI検査、手術、注射、薬の処方などを行うことができません。そのため、整骨院・接骨院で病院と同じように保険証を使えるのは、負傷原因のはっきりした、外傷性による骨折・脱臼・打撲・ねんざ（肉離れを含む）と決められています（骨折・脱臼は、応急手当を除き、あらかじめ医師の同意が必要です）。

